

(案)

26生産第3498号
平成27年4月9日

別記1	}	各地方農政局	宛
		北海道農政事務所長	
		国土交通省北海道開発局長	
		内閣府沖縄総合事務局長	
		各都道府県知事	
別記2		各団体の長	

農林水産省（注1）生産局長

水田活用の直接支払交付金実施要領の一部改正について

このことについて、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日25生産第3561号生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本事業の実施につき、特段の御配慮をお願いする。





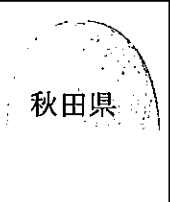








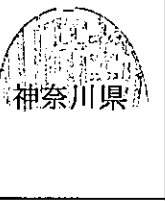





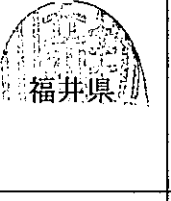







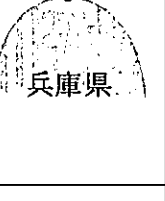

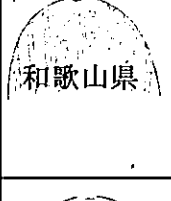

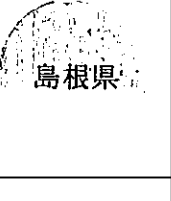



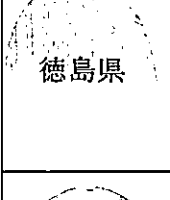






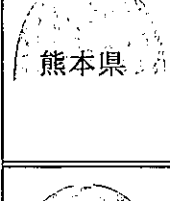


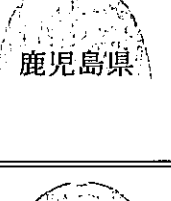
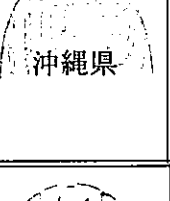
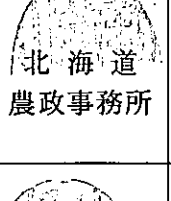
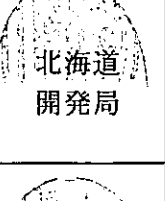
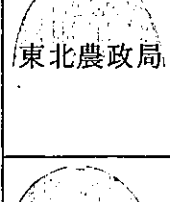
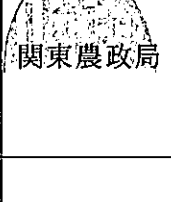
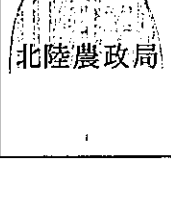
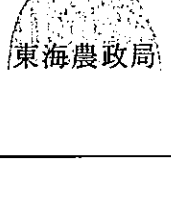
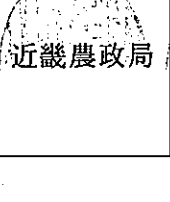
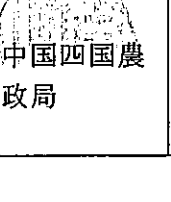
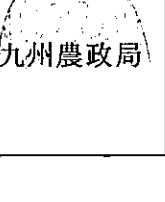
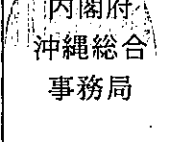
なお、都道府県知事に対しては、別途通知していることを申し添える。（注2）

施行注意

注1 国土交通省北海道開発局長、内閣府沖縄総合事務局長、都道府県知事及び別記2に掲げられた者宛てには下線部を付す。（公印押印）

注2 各地方農政局長、北海道農政事務所長、国土交通省北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長宛ての通知には下線部を付す。

(別記1)

 北海道	 青森県	 岩手県	 宮城県	 秋田県	 山形県	 福島県
 茨城県	 栃木県	 群馬県	 埼玉県	 千葉県	 東京都	 神奈川県
 山梨県	 長野県	 新潟県	 富山県	 石川県	 福井県	 岐阜県
 静岡県	 愛知県	 三重県	 滋賀県	 京都府	 大阪府	 兵庫県
 奈良県	 和歌山県	 鳥取県	 島根県	 岡山県	 広島県	 山口県
 徳島県	 香川県	 愛媛県	 高知県	 福岡県	 佐賀県	 長崎県
 熊本県	 大分県	 宮崎県	 鹿児島県	 沖縄県	 北海道 農政事務所	 北海道 開発局
 東北農政局	 関東農政局	 北陸農政局	 東海農政局	 近畿農政局	 中国四国農 政局	 九州農政局
 内閣府 沖縄総合 事務局						

(別記2)

全国知事会会長

全国市長会会長

全国町村会会長

全国都道府県議会議長会会長

全国市議会議長会会長

全国町村議会議長会会長

全国農業会議所会長

全国農業共済協会会長

全国農業協同組合中央会会長

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

農林中央金庫代表理事理事長

公益社団法人 日本農業法人協会会長

全国土地改良事業団体連合会会長

全国主食集荷協同組合連合会会長

一般社団法人 全国農業改良普及支援協会会長

公益社団法人 全国農地保有合理化協会会長

日本政策金融公庫総裁

全国担い手育成総合支援協議会会長

独立行政法人 農業者年金基金理事長

全国米穀販売事業共済協同組合理事長

一般社団法人 全国米麦改良協会会長

一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構理事長

一般社団法人 日本蕎麦協会会長

水田活用の直接支払交付金実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成26年4月1日付け25生産第3561号

一部改正 平成27年4月9日付け26生産第3498号

第1 趣旨

水田活用の直接支払交付金の実施については、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産省事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとします。

第2 水田フル活用ビジョンについて

1 作成主体

都道府県が作成し、取りまとめるものとします。地域農業再生協議会が作成することもできるものとしますが、その場合においても、都道府県が取りまとめるものとします。

2 水田フル活用ビジョンの内容

次の内容について記載するものとします。これらの内容について記載した水田フル活用ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。

（1）地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題

地域における作物作付けの現状や近年の動向、生産振興を図るに当たって地域が抱える課題等を記載するものとします。

（2）作物ごとの取組方針

（1）を踏まえ、作物（主食用米を含む。2の（3）において同じ。）ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策等を記載するものとします。併せて、不作付地の解消に取り組む場合は、取組予定面積や作付けする作物等を記載するものとします。

なお、産地交付金については、本項目に記載した作物ごとの取組方針に沿った形で活用するものとします。

また、産地戦略枠を活用する場合には、その活用の目的（目指すべき方向性）を記載するものとします。

（３）作物ごとの作付予定面積

作物ごとに、平成25年度の作付面積並びに当年度及び平成28年度の作付予定面積を記載するものとします。

（４）平成28年度に向けた取組及び目標

産地交付金により支援するものとする取組のうち、

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

に該当するものについては、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向け、対象作物・取組ごとに、現状値（平成25年度の数値）、目標値（平成28年度の数値）等を記載するものとします。この場合、平成28年度の目標については、取組実績を把握できる、取組面積、生産量等の客観的な目標を設定するものとします。

産地戦略枠については、これらの目標の達成に向けた取組に充てなければならないものとします。また、当初配分のうち産地戦略枠以外の枠（以下「従来枠」という。）から産地戦略枠への振替を徐々に行うこととしている中で、従来枠及び追加配分枠をこれらの目標の達成に向けた取組に充てることは差し支えないものとします。

また、産地戦略枠において、同一内容・単価での支援を平成27年度以降一定期間（４年間以上）継続しようとする場合には、少なくとも３年の間に１度を目途に目標の達成度に対する評価検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

（５）産地戦略枠の取組の分類について

（４）のアからウまでに分類されるそれぞれの取組の内容は、別表のとおりとします。

(注) 支援要件として、複数の取組を選択肢として示している場合、その選択肢の取組内容の全てがイ又はウに該当しないときには、その分類はアとします。

(6) 産地交付金の活用方法の明細

当初配分（産地戦略枠と従来枠）、追加配分の別に、支援対象となる作物、具体的な使途（取組内容）、単価等を記載するものとします。

3 公表等

2の(1)から(4)までについては、要綱別紙16の2の(7)に基づく承認がなされた後、概ね2週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。

また、水田フル活用ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地域センター等」という。）の長は、都道府県に対し、9月末までを目途に情報提供及び意見聴取を行うものとします（様式第1号）。

第3 飼料用米、米粉用米の収量に応じた支払いについて

1 飼料用米、米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができるものとします。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の1）に、飼料用米、米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。）の取組内容）を記載しなければならないものとします。

(※) 区分管理方式による出荷・一括管理方式による出荷とは、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の1に規定する出荷方式をいいます。

2 飼料用米、米粉用米の交付単価については、出荷方式の別により、下表に掲げる量を基に算定を行うものとします。

区分管理方式による出荷	取組ほ場からの全収穫量 (※)
一括管理方式による出荷	出荷契約数量又は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の別添2の方法により調整した数量

(※) 交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合において、地域センター等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

第4 産地交付金の追加配分について

1 追加配分の対象となる取組

(1) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組

多収性専用品種（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の3に規定する品種をいう。）での飼料用米、米粉用米の取組について、追加配分を行うものとします。

(2) 加工用米に係る複数年契約の取組

加工用米の作付けに当たって、次の要件の全てを満たす複数年（平成26年産から平成28年産までの3年分又は平成27年産から新たに結ぶ平成29年産までの3年分を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。

- ② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。

また、生産者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る生産者名並びに生産者ごとの各年の出荷数量（生産予定数量）及び作付面積の一覧表（様式第2号-1）が、需要者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る需要者名及び需要者ごとの各年の契約数量の一覧表（様式第2号-2）が販売契約書に添付されていること。

- ③ 平成26年産から平成28年産についての契約数量又は平成27年産から新たに結ぶ平成27年産から平成29年産についての契約数量が維持又は増加するもの（ただし、平成28年産から平成29年産にかけての契約数量の増加分については支援の対象外とする。）であること。

(※) 加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合において、平成26年産から平成28年産又は平成27年産から平成29年産についても引き続き当該取組を継続して行うものとして2の(5)から(7)までの規定による確認を受けた場合には、当該取組についても追加配分を行うものとします。

(3) 備蓄米の取組

備蓄米の政府買入れに係る競争入札において落札された数量に対応する備蓄米の取組について、追加配分を行うものとします。

(4) そば・なたねの取組

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

(※) 自家加工については、要綱様式第10-4号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売実績報告書」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、

対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

2 追加配分の手順

- (1) 要綱第2の4の(1)の交付申請者は、1の(1)、(2)又は(4)に掲げる追加配分に係る取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米の多収性専用品種	・多収性専用品種の種子購入伝票の写し
加工用米の複数年契約	・生産者等と需要者等との間での販売契約書の写し(平成26年産から平成28年産又は平成27年産から平成29年産までの3年間以上の契約のもの) ・契約ごと及び年産ごとの生産者リスト ※前年に上記書類を提出しており、当該書類に変更がない場合にあつては、添付の必要はありません。
そば・なたねの作付け	・出荷・販売契約書の写し

- (2) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組に関し、自家採種した多収性専用品種の種子を用いる場合には、上記の添付書類のうち、多収性専用品種の種子購入伝票の写しに代えて、多収性専用品種の種子のこれまでの増殖実績を記した書類(様式第3号)及び導入当初の種子の購入伝票の写しを添付するものとします。
- (3) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。
- (4) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、前年までに加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合には、上記の添付書類に代えて、平成26年産から平成28年産までの加工用米又は新たに結ぶ平成27年産から平成29年産までの加工用米を確実に自家加工に供する旨の誓約書(様式第4号)及び生産・加工

販売の実績・計画（様式第5号）を添付するものとします。

（※）平成26年産から平成28年産又は平成27年産から平成29年産までの生産・加工販売の計画数量については、維持又は増加するもの（ただし、平成28年産から平成29年産にかけての契約数量の増加分については支援の対象外とする。）であることを要するものとします。

（5）地域農業再生協議会は、（1）から（4）までに掲げる書類について確認の上、対象面積を様式第6号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

（6）都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった対象面積を速やかに確認し、様式第7号に取りまとめ、その関連資料とともに、地域センター等を経由して地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に、7月31日までに提出するものとします。

（7）国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、各都道府県ごとの追加配分枠を算定し、追加配分を行うものとします。

3 追加配分に係る助成内容の設定

（1）産地交付金は、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加配分に係る産地交付金についても、当該追加配分に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田フル活用ビジョンにおいて定めることができます。

ただし、この場合においても、助成の設定に当たっては、要綱別紙16の2の（3）の①から③までに即したものとすることが必要であり、また、畑地を対象とすることはできません。

（2）なお、（1）の場合においては、交付金額が配分枠の範囲内に収まるよう単価を設定し、かつ、あらかじめ水田フル活用ビジョンに単価調整の方法を定めておくことが必要となります。

4 追加配分に係る実施状況の報告

地域農業再生協議会は、要綱別紙16の4の(3)の実績報告を行うに際しては、1の(1)、(2)及び(4)の取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を様式第8号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を様式第9号に取りまとめ、その関連資料とともに、地域センター等を経由して地方農政局等に提出するものとします。

5 配分額の調整に係る対応

- (1) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組に関し、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の3の(2)イの品種による取組に係る追加配分については、当該品種に係る作付けの状況、単収の状況等によっては、必要に応じ、次年度において当該品種に係る多収性専用品種の認定の取消し、産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとします。
- (2) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、契約が途中で打ち切られた場合は、原則として、当年産の産地交付金は交付しないこととするほか、契約の途中解約の理由等によっては、当該複数年契約に係る前年又は前々年分の取組に関して産地交付金の交付を受けた者に対し、当該交付分の返還を求めるものとします。

また、契約の途中における生産者一覧の変更については、

- ① 農地の利用集積や相続等により経営権が移転し、経営を引き継いだ生産者が当初のとおり出荷の約束を引き継いだ場合
- ② その他生産局長が特に認める類型に当てはまる場合には、追加配分の支援を引き続き受けることができます。それ以外の変更が行われた場合には、必要に応じ、次年度の産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとします。

- (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、2の(6)で報告された数値と実績報告の数値に相当な乖離がみられた場合、その他追加配分の取

組に著しい変更が生じた場合には、必要に応じ、次年度の産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとします。

附 則（平成27年4月9日付け26生産第3498号）

- 1 この通知による改正は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 交付申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなします。
- 3 この通知による改正前の経営所得安定対策実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

別表

産地戦略枠の取組の分類

分類	取組の内容
<p>ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組</p>	<p>下記イ、ウの取組の内容に該当しないもので、所得増加につながる作物生産の取組</p> <p>例 イに該当する担い手以外が行う取組</p> <p>地域振興作物への助成(重点品目として限定する場合)</p> <p>作付拡大した面積への助成(前年産と比較して拡大した面積を支援)</p> <p>その他(二毛作、複数年契約、地産地消など)</p>
<p>イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組</p>	<p>下記のいずれかに該当する取組(※)</p> <p>(いずれも目標値が現状値を上回る(改善する)よう設定されていることが要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手(農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体)が行う取組 ・ 生産基盤・体制の効率化(集積、団地化、ブロックローテーション、作業委託) ・ 排水対策、ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、畦間排水) ・ 収穫・流通体制の改善(オペレータやコントラクタ等への作業委託、フレコン・バラ出荷) ・ 新たな品種導入 ・ 疎植栽培 ・ 育苗・移植作業の省力化(乳苗移植栽培、無代かき移植栽培、プール育苗) ・ 肥料の低減化(堆肥散布・土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥) ・ 農薬の低減化(温湯種子消毒、農薬の育苗播種同時処理、農薬の田植え同時処理) ・ 直播栽培 ・ 農業機械の共同利用 ・ 不耕起栽培 ・ 土づくり ・ 立毛乾燥 ・ 大豆300A技術
<p>ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組</p>	<p>下記のいずれかに該当する取組(※)</p> <p>(いずれも目標値が現状値を上回る(改善する)よう設定されていることが要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブランド認証された作物の生産(当該ブランドを管理する協議会、法人が定めた基準を基に認証され、地方公共団体も含めて取り組まれているもの) ・ 需要者との契約に基づき、特定の栽培方法、品種を導入した作物の生産 ・ 肥料の低減化(堆肥散布・土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥) ・ 農薬の低減化(温湯種子消毒、農薬の育苗播種同時処理、農薬の田植え同時処理) ・ GAP ・ 土づくり

(※)イ又はウの分類の欄に掲げる取組以外の取組であって、都道府県知事の申請に基づき、その水準がイ又はウの分類の欄に掲げる内容と同等であると地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)が平成27年5月15日までに特に認めたものにあつては、イ又はウの分類に該当するものとして取り扱うものとします。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地域センター長

地方農政局長

北海道農政事務所長

沖縄総合事務局長

水田フル活用ビジョンを踏まえて提出された営農計画書に係る情報提供
について

水田活用の直接支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3561 号農
林水産省生産局長通知) 第 2 の 3 の規定に基づき、別添のとおり情報提供します。

なお、意見がある場合、概ね 2 週間以内に御連絡下さい。

加工用米の複数年契約に係る生産者名及び生産予定数量等一覧

〇〇(生産者団体名)と〇〇(需要者名又は需要者団体名)との加工用米の複数年契約に係る生産者名並びに各年の生産者ごとの出荷数量(生産予定数量)及び作付予定面積は、以下のとおりです。

契約数量に対応した生産者情報

農業者情報			平成〇〇年産		平成〇〇年産		平成〇〇年産	
生産者名	住所	農業者コード ※	生産予定数量 (玄米kg)	作付予定面積 (a)	生産予定数量 (玄米kg)	作付予定面積 (a)	生産予定数量 (玄米kg)	作付予定面積 (a)
計								

※ 経営所得安定対策等における「交付申請者管理コード」を記入すること。

(注1) 作付予定面積は、生産予定数量を提出時点における地域の合理的な単収で除して算出するものとします。

(注2) 必要に応じ、適宜行を追加してください。

(注3) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとします。

(注4) 当該一覧に変更が生じた場合には、変更箇所及び変更理由を明らかにし、速やかに提出してください。

様式第2号-2

加工用米の複数年契約に係る需要者名及び契約数量等一覧

〇〇(生産者名又は生産者団体名)と〇〇(需要者団体名)との加工用米の複数年契約に係る需要者名及び各年の需要者ごとの契約数量は、以下のとおりです。

需要者団体と需要者との契約における需要者ごとの契約数量

需要者情報		平成〇〇年産	平成〇〇年産	平成〇〇年産
需要者名・代表者名	住所	契約数量 (玄米kg)	契約数量 (玄米kg)	契約数量 (玄米kg)
計				

- (注1) 必要に応じ、適宜行を追加してください。
- (注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとします。
- (注3) 当該一覧に変更が生じた場合には、変更箇所及び変更理由を明らかにし、速やかに提出してください。

自家採種の種子による取組申請書

住 所
氏 名 印

飼料用米又は米粉用米の多収性専用品種の導入の取組に当たって、自家採種の種子を用いたいため、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 対象作物 飼料用米 ・ 米粉用米
- 2 栽培品種
- 3 生産面積 a
- 4 播種量 kg/10a
- 5 自家採種の実績及び計画

年度		採種量 (kg)	作付 (予定) 面積 (a)
導入1年目	平成〇〇年産 (実績)		
導入2年目	平成〇〇年産 (実績)		
導入3年目	平成〇〇年産 (実績)		
・	・		
・	・		
・	・		
導入〇年目	平成 27 年産 (実績又は予定)		
導入〇年目	平成 28 年産 (予定)		

※1 自家採種導入1年目からの年度ごとの採種量及び作付面積の実績を記載してください。平成27年産の採種量及び作付面積は予定又は実績、平成28年産は予定を記載してください。

※2 多収性専用品種の種子を購入した際の購入伝票の写しを添付してください。

※3 必要に応じ、適宜行を追加してください。

(注) 複数の品種で取り組んでいる場合には、それぞれ分けて記載してください。

様式第4号

年 月 日

加工用米の適正使用に関する誓約書

私は、自ら生産した加工用米について、計画のとおり自家加工に用いた上で販売することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会、都道府県、地域センター等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

この誓約書に反した場合には、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Vの第5に基づき、措置が講じられることに異存ないことを申し添えます。

自家加工用米生産者

住所

氏名

印

加工用米の自家加工販売者に係る生産・加工販売の実績・計画
について

自家加工用米生産者（販売者）

住所

氏名

印

加工用米の自家加工に係るこれまでの生産・加工販売の実績・計画について、下記のとおり報告いたします。

1 加工用米の自家加工に係るこれまでの実績（生産面積、数量等）

	加工用米 生産面積 (a)	加工用米 生産数量 (kg)	単収 (kg/10a)	製品	製品の 販売数量	原料米穀 使用数量 (kg)
平成 〇〇年産						
				合計		
平成 〇〇年産						
				合計		
平成 〇〇年産						
				合計		

(注) ・「製品」が複数ある場合は、行を追加して記載。

・「製品の販売数量」欄には、製品の内容量の単位（例：kg、%等）を合わせて記載。

・「原料米穀使用数量」欄には、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

(添付書類) 直近の販売年産の製品の販売実績が確認できる資料

2 加工用米の自家加工に係る計画

(1) 生産計画面積、数量等

※ 平成 26 年産～28 年産又は平成 27 年産～29 年産の加工用米の生産計画数量については、維持又は増加するものであることを要するものとします。

	加工用米 生産計画 面積 (a)	加工用米 生産計画 数量 (kg)	単収 (kg/10a)	製品	製品の 販売計画 数量	原料米穀 使用計画 数量 (kg)
平成 〇〇年産						
				合計		
平成 〇〇年産						
				合計		
平成 〇〇年産						
				合計		

(注) ・「製品」が複数ある場合は、行を追加して記載。

- ・「製品の販売計画数量」欄には、製品の内容量の単位（例：kg、 $\frac{kg}{10a}$ 等）を合わせて記載。
- ・「原料米穀使用計画数量」欄には、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。
- ・平成 27 年度から新たな取組として報告する場合にあっては平成 27 年産～29 年産の計画を記載。

(2) 製品の販売形態

(自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等)

(3) 製品の主な販売先

(一般消費者、卸・小売店、スーパー等)

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3561 号農林水産省生産局長通知）第 4 の 2 の（5）の規定に基づき、平成 27 年産経営所得安定対策等の 7 月 1 日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
加工用米の複数年契約の取組	a
うち自家加工分	a
うち平成 26 年～28 年産の取組	a
うち自家加工分	a
うち平成 27 年～29 年産の取組	a
うち自家加工分	a
そば（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a
なたね（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a

※ 対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください。

〇〇農政局長 殿
〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25生産第3561号農林水産省生産局長通知）第4の2の（6）の規定に基づき、平成27年産経営所得安定対策等の7月1日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
加工用米の複数年契約の取組	a
うち自家加工分	a
うち平成26年～28年産の取組	a
うち自家加工分	a
うち平成27年～29年産の取組	a
うち自家加工分	a
そば（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a
なたね（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a

※ 対象面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積の一覧、申請者ごとの添付書類の確認結果の一覧を添付してください。

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3561 号農林水産省生産局長通知）第 4 の 4 の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
加工用米の複数年契約の取組	a
うち自家加工分	a
うち平成 26 年～28 年産の取組	a
うち自家加工分	a
うち平成 27 年～29 年産の取組	a
うち自家加工分	a
そば（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a
なたね（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a

※ 実施面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積と作付実績の一覧を添付してください。

〇〇農政局長 殿

〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3561 号農林水産省生産局長通知）第 4 の 4 の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
加工用米の複数年契約の取組	a
うち自家加工分	a
うち平成 26 年～28 年産の取組	a
うち自家加工分	a
うち平成 27 年～29 年産の取組	a
うち自家加工分	a
そば（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a
なたね（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a

※ 実施面積の根拠となる関連資料として、取組ごとの申請者名及び各申請者の作付予定面積と作付実績の一覧を添付してください。

○ 水田活用の直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25生産第3561号農林水産省生産局長通知）（本文）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p data-bbox="395 1339 427 1870">水田活用の直接支払交付金実施要領</p> <p data-bbox="481 1899 513 2060">第1 趣旨</p> <p data-bbox="571 1169 785 2033">水田活用の直接支払交付金の実施については、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産省事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとします。</p> <p data-bbox="842 1505 874 2060">第2 水田フル活用ビジョンについて</p> <p data-bbox="928 1832 960 2020">1 作成主体</p> <p data-bbox="976 1169 1145 1998">都道府県が作成し、取りまとめるものとします。地域農業再生協議会が作成することもできますものとしますが、その場合においても、都道府県が取りまとめるものとします。</p> <p data-bbox="1200 1527 1232 2020">2 水田フル活用ビジョンの内容</p> <p data-bbox="1248 1169 1369 1998">次の内容について記載するものとします。これらの内容について記載した水田フル活用ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。</p> <p data-bbox="1423 1272 1455 2011">（1）地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題</p>	<p data-bbox="395 398 427 929">水田活用の直接支払交付金実施要領</p> <p data-bbox="481 958 513 1120">第1 趣旨</p> <p data-bbox="571 228 785 1079">水田活用の直接支払交付金の実施については、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産省事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとします。</p> <p data-bbox="842 555 874 1120">第2 水田フル活用ビジョンについて</p> <p data-bbox="928 891 960 1079">1 作成主体</p> <p data-bbox="976 228 1145 1057">都道府県が作成し、取りまとめるものとします。地域農業再生協議会が作成することもできますものとしますが、その場合においても、都道府県が取りまとめるものとします。</p> <p data-bbox="1200 586 1232 1079">2 水田フル活用ビジョンの内容</p> <p data-bbox="1248 228 1369 1057">次の内容について記載するものとします。これらの内容について記載した水田フル活用ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。</p> <p data-bbox="1423 331 1455 1070">（1）地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題</p>

地域における作物作付けの現状や近年の動向、生産振興を図るに当たって地域が抱える課題等を記載するものとします。

(2) 作物ごとの取組方針

(1) を踏まえ、作物（主食用米を含む。(3)において同じ。)ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策等を記載するものとします。併せて、不作付地の解消に取り組み場合は、取組予定面積や作付けする作物等を記載するものとします。

なお、産地交付金については、本項目に記載した作物ごとの取組方針に沿った形で活用するものとします。

(3) 作物ごとの作付予定面積

作物ごとに、平成25年度の作付面積並びに当年度及び平成28年度の作付予定面積を記載するものとします。

(4) 平成28年度に向けた取組及び目標

産地交付金により支援するものとする取組のうち、ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
イ 生産性向上等、低コスト化に取り組み作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

に該当するものについては、地域の特色のある魅力的

地域における作物作付けの現状や近年の動向、生産振興を図るに当たって地域が抱える課題等を記載するものとします。

(2) 作物ごとの取組方針

(1) を踏まえ、作物（主食用米を含む。2の(3)において同じ。)ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策等を記載するものとします。併せて、不作付地の解消に取り組み場合は、取組予定面積や作付けする作物等を記載するものとします。

なお、産地交付金については、本項目に記載した作物ごとの取組方針に沿った形で活用するものとします。

(3) 作物ごとの作付予定面積

作物ごとに、前年度の作付面積並びに当年度及び平成28年度の作付予定面積を記載するものとします。

(4) 平成28年度に向けた取組及び目標

産地交付金により支援するものとする取組のうち、① 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
② 生産性向上等、低コスト化に取り組み作物生産の取組

③ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

に該当するものについては、地域の特色のある魅力的

な産品の産地づくりに向け、対象作物・取組ごとに、現状値（平成25年度の数値）、目標値（平成28年度の数値）等を記載するものとします。この場合、平成28年度の目標については、取組実績を把握できる、取組面積、生産量等の客観的な目標を設定するものとし

ます。

産地戦略枠については、これらの目標の達成に向けた取組に充てなければならぬものとします。また、当初配分のうち産地戦略枠以外の枠（以下「従来枠」という。）から産地戦略枠への振替を徐々に行うこととしている中で、従来枠及び追加配分枠をこれらの目標の達成に向けた取組に充てることができないものとし

ます。

また、産地戦略枠において、同一内容・単価での支援を平成27年度以降一定期間（4年間以上）継続しようとする場合には、少なくとも3年の間に1度を目途に目標の達成度に対する評価検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行うものとし

(5) 産地戦略枠の取組の分類について

(4) のアからウまでに分類されるそれぞれの取組の内容は、別表のとおりと

示している場合、その選択肢の取組内容の全てがイ又はウに該当しないときは、その分類はアと

(6) 産地交付金の活用方法の明細

当初配分（産地戦略枠と従来枠）、追加配分の別

な産品の産地づくりに向け、対象作物・取組ごとに、現状値（平成25年度の数値）、目標値（平成28年度の数値）等を記載するものとします。この場合、平成28年度の目標については、取組実績を把握できる、取組面積、生産量等の客観的な目標を設定するものとし

ます。

産地戦略枠については、これらの目標の達成に向けた取組に充てなければならぬものとします。また、当初配分のうち産地戦略枠以外の枠（以下「従来枠」という。）から産地戦略枠への振替を平成27年度以降においても徐々に行うこととしている中で、従来枠及び追加配分枠をこれらの目標の達成に向けた取組に充てることができないものとし

ます。

(5) 産地交付金の活用方法の明細

当初配分（産地戦略枠と従来枠）、追加配分の別

に、支援対象となる作物、具体的な用途（取組内容）、単価等を記載するものとします。

3 公表等

2の(1)から(4)までについては、要綱別紙16の2の(7)に基づき承認がなされた後、概ね2週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。
また、水田フル活用ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地域センター等」という。）の長は、都道府県に対し、9月末までを用途に情報提供及び意見聴取を行うものとして、9月1日までに（様式第1号）。

第3 飼料用米、米粉用米の収量に応じた支払いについて

1 飼料用米、米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができません。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の1）に、飼料用米、米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差

に、支援対象となる作物、具体的な用途（取組内容）、単価等を記載するものとします。

3 公表

2の(1)から(4)までについては策定主体のホームページ等で公表するものとします。

第3 飼料用米、米粉用米の収量に応じた支払いについて

1 飼料用米、米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができません。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の1）に、飼料用米、米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差

異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。）の取組内容）を記載しなければならぬものとしす。

(※) 区分管理方式による出荷・一括管理方式による出荷とは、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の1に規定する出荷方式をいいます。

2 飼料用米、米粉用米の交付単価については、出荷方式の別により下表に掲げる量を基に算定を行うものとしす。

区分管理方式による出荷	取組ほ場からの全収穫量 (※)
一括管理方式による出荷	出荷契約数量又は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の別添2の方法により調整した数量

異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。）の取組内容）を記載しなければならぬものとしす。

(※) 区分管理方式による出荷・一括管理方式による出荷とは、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の1に規定する出荷方式をいいます。

2 飼料用米、米粉用米の交付単価については、出荷方式の別により、下表に掲げる量を基に算定を行うものとしす。

区分管理方式による出荷	取組ほ場からの全収穫量 (※)
一括管理方式による出荷	出荷契約数量又は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の別添2の方法により調整した数量

(※) 交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合において、地域センター等

(※) 交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合において、地方農政局又は

と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求めめる等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことができます。

第4 産地交付金の追加配分について

- 1 追加配分の対象となる取組
 - (1) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組
多収性専用品種（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の2に規定する品種をいう。）での飼料用米、米粉用米の取組について、追加配分を行うものとします。
 - (2) 加工用米に係る複数年契約の取組
加工用米の作付けに当たって、次の要件の全てを満たす複数年（平成26年産から平成28年産までの3年分又は平成27年産から新たに結ぶ平成29年産までの3年分を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。
- ① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契

北海道農政事務所 の地域センター等（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求めめる等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことができます。

第4 産地交付金の追加配分について

- 1 追加配分の対象となる取組
 - (1) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組
多収性専用品種（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の2に規定する品種をいう。）での飼料用米、米粉用米の取組について、追加配分を行うものとします。
 - (2) 加工用米に係る複数年契約の取組
加工用米の作付けに当たって、次の要件の全てを満たす複数年（平成26年産から28年産までの3年分を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。
- ① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契

約であること。

- ② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。

また、生産者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る生産者名並びに生産者ごとの各年の出荷数量（生産予定数量）及び作付面積の一覧表（様式第2号-1）が、需要者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る需要者名及び需要者ごとの各年の契約数量の一覧表（様式第2号-2）が販売契約書に添付されていること。

- ③ 平成26年産から平成28年産についての契約数量又は平成27年産から新たに結ぶ平成27年産から平成29年産についての契約数量が維持又は増加するもの（ただし、平成28年産から平成29年産にかけての契約数量の増加分については支援の対象外とする。）であること。

(※) 加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んだ者が当該取組を継続して行う場合において、平成26年産から平成28年産又は平成27年産から平成29年産についても引き続き当該取組を継続して行うものとして2の(5)から(7)までの規定による確認を受けた場合には、当該取組についても追加配分を行うものとします。

約であること。

- ② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。

また、生産者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る生産者名並びに生産者ごとの各年の出荷数量（生産予定数量）及び作付面積の一覧表（様式第1号-1）が、需要者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る需要者名及び需要者ごとの各年の契約数量の一覧表（様式第1号-2）が販売契約書に添付されていること。

- ③ 平成26年産から平成28年産についての契約数量が維持又は増加するものであること。

(※) 平成25年産までに加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合において、平成26年産から平成28年産についても引き続き当該取組を継続して行うものとして2の(5)から(7)までの規定による確認を受けた場合には、当該取組についても追加配分を行うものとします。

(3) 備蓄米の取組

備蓄米の政府買入れに係る競争入札において落札された数量に対応する備蓄米の取組について、追加配分を行うものとします。

(4) そば・なたねの取組

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

(※) 自家加工については、要綱様式第10-4号「**畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売実績報告書**」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

2 追加配分の手順

(1) 要綱第2の4の(1)の交付申請者は、1の(1)、(2)又は(4)に掲げる追加配分に係る取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

(3) 備蓄米の取組

備蓄米の政府買入れに係る競争入札において落札された数量に対応する備蓄米の取組について、追加配分を行うものとします。

(4) そば・なたねの取組

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

(※) 自家加工については、要綱様式第14号「**畑作物の自家加工販売計画書**」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

2 追加配分の手順

(1) 要綱第2の4の(1)の交付申請者は、1(1)、(2)又は(4)に掲げる追加配分に係る取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会の提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米の多収性専用品種 加工用米の複数年契約	<ul style="list-style-type: none"> 多収性専用品種の種子購入伝票の写し (削る) 生産者等と需要者等との間での販売契約書の写し (平成26年産から平成28年産又は平成27年産から平成29年産までの3年間以上の契約のもの) 契約ごと及び年産ごとの生産者リスト (削る) <p>※前年に上記書類を提出しており、当該書類に変更がない場合には、添付の必要はありません。</p>
そば・なたねの作付け	<ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約書の写し

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米の多収性専用品種 加工用米の複数年契約	<ul style="list-style-type: none"> 多収性専用品種の種子購入伝票の写し 新規需要米取組計画又は生産製造連携計画 生産者等と需要者等との間での販売契約書の写し (平成26年産から28年産までの3年間以上の契約のもの) 契約ごと及び年産ごとの生産者リスト 加工用米取組計画書
そば・なたねの作付け	<ul style="list-style-type: none"> 出荷・販売契約書の写し

(2) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組に
関し、自家採種した多収性専用品種の種子を用いる場合に
は、上記の添付書類のうち、多収性専用品種の種子購入
伝票の写しに代えて、多収性専用品種の種子のこれまで

(2) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組に
関し、自家採種した多収性専用品種の種子を用いる場合に
は、上記の添付書類のうち、多収性専用品種の種子購入
伝票の写しに代えて、多収性専用品種の種子のこれまで

の増殖実績を記した書類（様式第3号）及び導入当初の種子の購入伝票の写しを添付するものとします。

(3) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。

(4) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、前年までに加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合には、上記の添付書類に代えて、平成26年産から平成28年産までの加工用米又は新たに結ぶ平成27年産から平成29年産までの加工用米を確実に自家加工に供する旨の誓約書（様式第4号）及び生産・加工販売の実績・計画（様式第5号）を添付するものとします。

(※) 平成26年産から平成28年産又は平成27年産から平成29年産までの生産・加工販売の計画数量については、維持又は増加するもの（ただし、平成28年産から平成29年産にかけての契約数量の増加分については支援の対象外とする。）であることを要するものとします。

(5) 地域農業再生協議会は、(1)から(4)までに掲げる書類について確認の上、対象面積を様式第6号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

(6) 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった

の増殖実績を記した書類（様式第2号）及び導入当初の種子の購入伝票の写しを添付するものとします。

(3) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。

(4) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、平成25年産までに加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合には、上記の添付書類に代えて、平成26年産から平成28年産までの加工用米を確実に自家加工に供する旨の誓約書（様式第3号）及び生産・加工販売の実績・計画（様式第4号）を添付するものとします。

(※) 平成26年産から平成28年産までの生産・加工販売の計画数量については、維持又は増加するものであることを要するものとします。

(5) 地域農業再生協議会は、(1)から(4)までに掲げる書類について確認の上、対象面積を様式第5号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

(6) 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった

対象面積を速やかに確認し、様式第7号に取りまとめ、その関連資料とともに、地域センター等を経由して地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に、7月31日までに提出するものとします。

(7) 国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、各都道府県ごとの追加分配枠を算定し、追加分配を行うものとします。

3 追加分配に係る助成内容の設定

(1) 産地交付金は、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加分配に係る産地交付金についても、当該追加分配に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田フル活用ビジョンにおいて定めることができます。

ただし、この場合においても、助成の設定に当たっては、要綱別紙16の2(3)の①から③までに即したものとすることが必要であり、また、畑地を対象とすることはできません。

(2) なお、(1)の場合においては、交付金額が配分枠の範囲内に収まるよう単価を設定し、かつ、あらかじめ水田フル活用ビジョンに単価調整の方法を定めておくことが必要となります。

4 追加分配に係る実施状況の報告
地域農業再生協議会は、要綱別紙16の4(3)の実績報告を行うに際しては、1の(1)、(2)及び(4)の

対象面積を速やかに確認し、様式第6号に取りまとめ、その関連資料とともに、地域センター等を経由して地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に、7月31日までに提出するものとします。

(7) 国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、各都道府県ごとの追加分配枠を算定し、追加分配を行うものとします。

3 追加分配に係る助成内容の設定

(1) 産地交付金は、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加分配に係る産地交付金についても、当該追加分配に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田フル活用ビジョンにおいて定めることができます。

ただし、この場合においても、助成の設定に当たっては、要綱別紙11の2(3)の①から③までに即したものとすることが必要であり、また、畑地を対象とすることはできません。

(2) なお、(1)の場合においては、交付金額が追加分配額の範囲内に収まるよう単価を設定し、かつ、あらかじめ水田フル活用ビジョンに単価調整の方法を定めておくことが必要となります。

4 追加分配に係る実施状況の確認
(1) 地域農業再生協議会は、要綱別紙11の3(1)の確認を行うに際しては、1の(1)から(4)までの取組に

取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を様式第8号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとなります。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を様式第9号に取りまとめ、その関連資料とともに、地域センター等を経由して地方農政局等に提出するものとなります。

(削る)

5 配分額の調整に係る対応

(1) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組に關し、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の2のイの品種による取組に係る追加配分については、当該品種に係る作付けの状況、単収の状況等によっては、必要に応じ、次年度において当該品種に係る多収性専用品種の認定の取消し、産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとなります。

(2) 加工用米に係る複数年契約の取組に關し、契約が途中で打ち切られた場合は、原則として、当年産の産地交付金は交付しないこととするほか、契約の途中解約の理由等によっては、当該複数年契約に係る前年又は前々年分の取組に關して産地交付金の交付を受けた者に対し、当該交付分の返還を求めるとします。

また、契約の途中における生産者一覧の変更について

係る作付面積及び実施状況を確認した結果を様式第7号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとなります。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を様式第8号に取りまとめ、その関連資料とともに、地域センター等を経由して地方農政局等に提出するものとなります。

(2) また、交付金額が(1)の確認を受けた面積に基づいて改めて算定される追加配分枠の額を超過する場合には、あらかじめ水田フル活用ビジョンで定めた単価調整の方法に基づき、当該枠内に収まるように単価を減額するものとなります。

5 配分額の調整に係る対応

(1) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組に關し、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の2のイの品種による取組に係る追加配分については、当該品種に係る作付けの状況、単収の状況等によっては、必要に応じ、次年度において当該品種に係る多収性専用品種の認定の取消し、産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとなります。

(2) 加工用米に係る複数年契約の取組に關し、契約が途中で打ち切られた場合は、原則として、当年産の産地交付金は交付しないこととするほか、契約の途中解約の理由等によっては、当該複数年契約に係る前年又は前々年分の取組に關して産地交付金の交付を受けた者に対し、当該交付分の返還を求めるとします。

ては、

- ① 農地の利用集積や相続等により経営権が移転し、経営を引き継いだ生産者が当初のとおり出荷の約束を引き継いだ場合
- ② その他生産局長が特に認める類型に当てはまる場合は、追加配分の支援を引き続き受けることができず、それ以外の変更が行われた場合には、必要に応じ、次年度の産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとします。

(3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、2の(6)で報告された数値と実績報告の数値に相当な乖離がみられた場合、その他追加配分の取組に著しい変更が生じた場合には、必要に応じ、次年度の産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとします。

(3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、2(6)で報告された数値と4で報告された数値に相当な乖離がみられた場合には、必要に応じ、次年度の産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとします。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成27年〇月〇日から施行します。